

## 一期一会の会 会則 (規約)

(名称)

第一条 この会は、一期一会の会（以下「本会」）という。

(目的)

第二条 本会は、子どものありのままを肯定し承認し、未来を応援することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、愛二条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般市民を対象にした、子どものありのままを肯定し、承認し、夢や未来を応援する活動
- (2) 子ども達に社会への関心、興味を深めてもらい、人生の目標や自分の未来に希望を見出してもらう活動
- (3) 地域の大人と学校、学生との交流を図ることで、地域社会活性化に役立ち、将来希望に溢れた仲間を増やす活動
- (4) 子どもと関わる社会人にも、自分を見直す在り方を見直すチャンスをつくり、共に成長していく事で地域社会を活性化する活動

(組織)

第四条 本会は、目的に賛同する者により組織する。

(入退会)

第五条 本会に入会又は退会する者は、代表に申し出る。

(役員)

第六条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 代表者 | 1名 |
| (2) 副代表 | 1名 |
| (3) 会計  | 1名 |

(役員選任)

第七条 役員は、代表者と役員話し合いにより選任する。

(役員任期)

第八条 役員任期は(4月1日から)1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第九条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 代表者は、この会を代表とし、会務を総理する。
- (2) 副代表は、代表者を補佐する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(会議)

第十条 本会の会議は、役員会とする。

(役員会)

第十一条 代表者はこの会の運営に必要な事項を協議決定するため、定期的(又は必要に応じて)役員会を開催する。

2. 役員会は代表者が議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業の計画および実績に関すること
- (2) 収支予算および決算に関すること
- (3) 会則の改廃に関すること
- (4) 役員を選任に関すること
- (5) 会費に関すること
- (6) その他会の重要事項

(入会金)

第十二条 本会は入会金を徴収しない

(会費)

第十三条 本会の会費は、事業を行う都度必要に応じ、参加費を徴収する。

(経費)

第十四条 本会の経費は、会費、参加費、寄付金、助成金およびその他の収入を持って充てる。

(会計年度)

第十五条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則（又は規約）は、平成 27 年 5 月 1 日から適応する。